

平成28年3月長浜市教育委員会定例会 会議録

I. 開催事項

1. 開催日時

平成28年3月25日（金） 午後3時30分～午後5時30分

2. 開催場所

教育委員会室（長浜市八幡東町632番地 長浜市役所東館5階）

3. 出席委員

教育長	北川貢造
委員（教育長職務代理者）	井関真弓
委員	西橋義仁
委員	川口直
委員	西前智子

4. 欠席委員

委員	七里源正
----	------

5. 出席事務局職員

教育部長	嶋田孝次
理事兼教育改革推進室長事務取扱	板山英信
教育総務課長	内藤正晴
教育指導課長	飯田一蔵
すこやか教育推進課長	中川京之
理事兼幼児課長事務取扱	北居文範
生涯学習課長	酒井猛文
文化スポーツ課長	伊藤治仁
文化財保護センター所長	前川隆弘
図書館運営室長兼長浜図書館長	川瀬修
教育センター所長	北川清治
学校給食室長兼長浜学校給食センター所長	金森和善
歴史文化推進室長兼長浜城歴史博物館長	太田浩司
教育総務課副参事	伊吹定浩
教育総務課主査	大石文哉

6. 傍聴者

なし

II. 会議次第

1. 開 会

2. 議 事

日程第1 会議録署名委員指名

日程第2 会議録の承認

2月定例会・3月臨時会

日程第3 教育長の報告

日程第4 議案審議

議案第5号 長浜市教育委員会事務局組織規則の一部改正について

議案第6号 長浜市教育委員会公印規則の一部改正について

議案第7号 長浜市教育委員会職員の職名に関する規則の一部改正について

議案第8号 長浜市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正について

議案第9号 長浜市社会教育指導員設置等に関する規則等の廃止について

議案第10号 長浜市歴史民俗資料館事務処理規程の制定について

議案第11号 長浜市歴史民俗資料館資料取扱規程の制定について

議案第12号 長浜市郷土資料館事務処理規程の制定について

議案第13号 長浜市立学校栄養職員特別非常勤講師等設置規程の一部改正について

議案第14号 長浜市教育委員会事務処理規程の一部改正について

議案第15号 長浜市働く女性の家事処理規程及び長浜市ふれあいホール事務処理規程の廃止について

議案第16号 長浜市教育委員会会議傍聴規則の一部改正について

議案第17号 長浜市教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則の一部改正について

議案第18号 長浜市教育委員会事務局職員等の勤務成績の評定に関する規則の廃止について

議案第19号 長浜市教育委員会事務局等職員の人事評価に関する規程の制定について

議案第20号 長浜市就学援助費給付要綱の一部改正について

議案第21号 長浜市特別支援教育就学奨励費給付要綱の一部改正について

議案第22号 長浜市通園バス運行管理規則の一部改正について

議案第23号 長浜市通園バス利用要綱の一部改正について

議案第24号 長浜市社会教育委員の委嘱について

議案第25号 長浜市図書館協議会委員の委嘱について

議案第26号 平成28年度教育行政方針及び長浜市教育振興基本計画実施プランについて

議案第27号 教育委員会の所属職員の任免について

日程第5 協議・報告事項

- (1) 長浜市立認定こども園の管理運営に関する規則の一部改正等について
- (2) 平成28年長浜市議会第1回定例会質問答弁について
- (3) 長浜市における生徒指導の現状について
- (4) 長浜市特定事業主行動計画について

日程第6 その他

3. 閉会

III. 議事の概要

1. 開会

教育長からあいさつの後、開会宣言があった。

2. 会議録署名委員指名

西橋委員、川口委員

3. 会議録の承認

2月定例会・3月臨時会

特に指摘事項はなく、2月定例会及び3月臨時会の会議録は承認された。

4. 教育長の報告

教育長：本日は4点報告いたします。

まず1点目は、市議会第1回定例会です。昨日24日が最終日で、全ての議案が承認されました。長浜市教育委員会関係の予算についても、賛成をいただき、全ての準備が整いました。とりわけ、小学校の給食費無料化については関心が大きく、3議員からきめ細かなご質問をいただきました。また、保育料の減免措置の年齢条件を廃し、全ての第2子を半額、第3子からは無料といたしますが、これらは市民の手で長浜市の子どもを育てるといふ、新しい観点での大きな施策であると考えています。かなり多くの予算を投入することになりますが、市長と一体になって進めてまいります。その他については、協議・報告事項(2)で報告させていただきます。

2点目は、年度末の人事異動です。本日付けで市職員の人事異動が発表され、我々が所管している就学前施設全20園の管理職以下、幼児教職員の人事も内示されました。また、40の小中学校の教職員については、昨日24日に一般教諭等の内示があり、本日に校長及び教頭の内示がありました。これで、新年度の準備が整いました。市職員はもちろんのこと、教職員につきましても、的確な異動であると考えています。

3点目は、小中教育と大学の連携です。小中一貫教育がございしますが、小学校教育と大学、中学校教育と大学というのは、全国的にもあまり例がないようです。

高大連携は随分と広がっています。長浜バイオ大学に「命翔館」と名づけられた新しい実験棟が完成いたしました。この1フロアを子どもの実験室と位置づけて、地域に年中公開したいと大学から提案をいただきました。理科教育だけでなく、子どもの学びの場が充実しますし、子どもたちの知的興味関心も高まります。市でもコーディネーターを置いて、実験室を活用する事業を行います。平成28年度は10校を対象に、平成29年度には30校を予定しています。また、夏休みには親子実験教室や、あるいは教職員研修を行ううえで便宜を図っていただくことになっています。これにも期待しています。

4点目は、インクルーシブ教育に関する提言書です。2年間にわたって開催してきた長浜市インクルーシブ教育検討会議が終了し、この18日に座長様からインクルーシブ教育システムの構築にかかる提言書をいただきました。新年度までにこの提言書を熟読し、新しいインクルーシブ教育に関する方針を明確にしていきたいと考えています。

報告は以上です。

5. 議案審議

「議案第27号 教育委員会の所属職員の任免について」は、人事案件であることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき非公開としたい旨の発議が教育長よりあり、委員の全会一致で可決された。

議案第5号 長浜市教育委員会事務局組織規則の一部改正について

議案第6号 長浜市教育委員会公印規則の一部改正について

議案第7号 長浜市教育委員会職員の職名に関する規則の一部改正について

議案第8号 長浜市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正について

議案第9号 長浜市社会教育指導員設置等に関する規則等の廃止について

議案第10号 長浜市歴史民俗資料館事務処理規程の制定について

議案第11号 長浜市歴史民俗資料館資料取扱規程の制定について

議案第12号 長浜市郷土資料館事務処理規程の制定について

議案第13号 長浜市立学校栄養職員特別非常勤講師等設置規程の一部改正について

議案第14号 長浜市教育委員会事務処理規程の一部改正について

議案第15号 長浜市働く女性の家事務処理規程及び長浜市ふれあいホール事務処理規程の廃止について

議案第5号から第15号は関連する議案のため、教育長は事務局に一括説明を求め、教育総務課長から資料に基づき説明があった。

主な質疑応答は以下のとおり。

西橋委員：次長及び課長代理の新設について質問する。部長、次長、課長、課長

代理と組織が変わることになるが、副参事は従前のとおり置かれるのか。また、課長代理は課長級の職に相当するのか。

教育総務課長：副参事は従前と同様に配置されます。また、課長代理ですが、従前の課長補佐とは異なり、課長の権限を一部委任することができます。また、次長も同様で、部長の職務を一部代理することができるようになります。他に意見はなく、各委員とも異議なしということで、原案どおり可決された。

議案第16号 長浜市教育委員会会議傍聴規則の一部改正について

教育長は事務局に説明を求め、教育総務課長から資料に基づき説明があった。主な質疑応答は以下のとおり。

西橋委員：傍聴人の定員を10人と定めているが、この数はこの会議室の容量に基づくものか。

教育総務課長：ご指摘のとおり、会場の容量を勘案しての定員としています。

川口委員：最大何名が傍聴に来られたことがあるか。

教育総務課副参事：1回の会議では、3名来られたのが最大です。

西橋委員：報道機関については、定めに関わらず傍聴できるとあるが、案件によっては多くの報道機関が取材に訪れることもあると思う。この時、傍聴の定員の扱いはどうなるか。

教育総務課長：基本的に、会議はこの教育委員会室で行うこととしていますが、報道機関に広く周知する必要がある案件等がある場合は、会議室を変更するなど、事案に即して柔軟に対応してまいります。

他に意見はなく、各委員とも異議なしということで、原案どおり可決された。

議案第17号 長浜市教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則の一部改正について

教育長は事務局に説明を求め、教育総務課長から資料に基づき説明があった。特に意見はなく、各委員とも異議なしということで、原案どおり可決された。

議案第18号 長浜市教育委員会事務局職員等の勤務成績の評定に関する規則の廃止について

議案第19号 長浜市教育委員会事務局等職員の人事評価に関する規程の制定について

議案第18号及び第19号は関連する議案のため、教育長は事務局に一括説明を求め、教育総務課長から資料に基づき説明があった。

特に意見はなく、各委員とも異議なしということで、原案どおり可決された。

議案第20号 長浜市就学援助費給付要綱の一部改正について

議案第21号 長浜市特別支援教育就学奨励費給付要綱の一部改正について

議案第20号及び第21号は関連する議案のため、教育長は事務局に一括説明を求め、すこやか教育推進課長から資料に基づき説明があった。

主な質疑応答は以下のとおり。

西橋委員：給付金の限度額の変更は数十円程度のものであるが、この金額は何を根拠にしているのか。

すこやか教育推進課長：文部科学省が出している要保護児童生徒援助費及び補助金交付要綱に合わせ、限度額を変更するものです。

西橋委員：申請様式の注意書きが細かく改められているが、改正前の段階で、就学援助などの決定について不服が申立てられたことはあったのか。

すこやか教育推進課長：これまでに不服申立てはございません。

教育長：長浜市ではこれまでに不服申立てはございませんが、全国的には様々な不服申立て事例があるようで、今回の法改正はそれに対応するためのものであると了解しています。これに基づいて、要綱の様式を一部改正するものです。他に意見はなく、各委員とも異議なしということで、原案どおり可決された。

議案第22号 長浜市通園バス運行管理規則の一部改正について

議案第23号 長浜市通園バス利用要綱の一部改正について

議案第22号及び第23号は関連する議案のため、教育長は事務局に一括説明を求め、幼児課長から資料に基づき説明があった。

特に意見はなく、各委員とも異議なしということで、原案どおり可決された。

議案第24号 長浜市社会教育委員の委嘱について

教育長は事務局に説明を求め、生涯学習課長から資料に基づき説明があった。

主な質疑応答は以下のとおり。

川口委員：15人の委員のうち11人が新任となるとのことだが、来年度に任期満了となる方はいるのか。

生涯学習課長：新任以外の4人は今回再任となり、全ての委員を平成28年度及び29年度の2年間委嘱させていただくこととなります。来年度に満了となる方はおられません。

川口委員：平成28年度から組織体制が変わり、生涯学習に関する事務が市長部局に委任されることになるが、社会教育委員の委嘱についてはどのように決定することになるのか。

生涯学習課長：社会教育法上、社会教育委員の委嘱は教育委員会が行うことと定められていますので、委員の委嘱及び任免については、補助執行としてこれまでどおり教育委員会に提案させていただくこととなります。

他に意見はなく、各委員とも異議なしということで、原案どおり可決された。

議案第25号 長浜市図書館協議会委員の委嘱について

教育長は事務局に説明を求め、図書館運営室長から資料に基づき説明があった。特に意見はなく、各委員とも異議なしということで、原案どおり可決された。

議案第26号 平成28年度教育行政方針及び長浜市教育振興基本計画実施プランについて

教育長は事務局に説明を求め、教育総務長から資料に基づき説明があった。

主な質疑応答は以下のとおり。

教育長：平成28年度の主要事業などについては、これまでに定例会や委員協議会で説明させていただいていますが、これらをまとめて今回の方針及びプランを作成いたしました。これに基づき、平成28年度の事業を進めてまいりたいと考えており、4月11日に予定している教育行政方針説明会で説明させていただきます。

西橋委員：基本目標2に挙げられている学校支援事業について、成果目標として対象校3校に常勤講師を置くとされているが、この3校を具体的に教えていただきたい。

教育指導課長：浅井小学校、虎姫小学校及びびわ南小学校の3校です。1学級が35人以上になる学年を複数学級にするにあたり、小学校1年生から3年生については県教委から教員の加配支援が受けられますが、4年生から6年生については制限がございますので、市独自に常勤講師を配置するものです。

西橋委員：英語教育小中一貫プロジェクトの取組内容の説明で、市内の全小中学校にALTを配置するとあるが、学校の規模は問わないということか。

教育指導課長：現在、ALTは全ての学校に配置されているわけではありませんが、在籍している学校から派遣するという形で、全ての学校でALTによる授業を実施するというものです。

西橋委員：現在、ALTは何人配置されているのか。

教育指導課長：県から29名、市で2名、計31名を配置しています。

西橋委員：ALTの何名かは複数の学校を受け持つことになると思うが、週1時間の授業は確実にできるか。

教育指導課長：確実にできるよう体制を整えています。

西橋委員：道徳教育の推進として、全体計画と年間指導計画を全学校で策定すると説明されているが、これは以前から行われていることではないか。

教育指導課長：道徳が特別な教科とされたことで指導要領が改定され、授業については、この新要領に基づいて平成28年度から実施してよいこととなりました。これに際し、これまでの計画を改定することを目的とするものです。

川口委員：ALTの関係について質問する。ALTは全ての中学校に配置されていたが、授業時間数の都合により人数を削減されたことがあった。今回の措置で、従前のように全ての中学校にALTが配置されることになるのか。

教育指導課長：現在のALT配置数が増えるものではございません。人数はその

ままで、全ての学校で授業を行うものです。

川口委員：もう1点、ソーシャルワーカーについて質問する。延べ100回以上学校に派遣すると計画されているが、このソーシャルワーカーは学校の要望に基づいて派遣されるのか。

教育指導課長：現在の時点で100件以上の要望が寄せられており、調整しながら当たらせていただいておりますが、今回の措置により、より活動を充実しきめ細かく対応できるようになると考えています。

西前委員：小学校1年生を対象に実施している語彙・読書力調査について、昨年度の問題に使用されていた絵に、現在の子どもには馴染みが薄いものがあったように思う。継続的なデータを取っていく必要があるために同じ絵を使用してきたのだと思うが、これらを変更する予定はあるか。

教育センター所長：ご指摘のとおり、この調査は十数年前から実施していますので、世相も変わっています。そこで、部分的ではありますが、今年度から問題を修正しています。子どもが取り組みやすい問題になるよう、継続的に努めてまいりたいと考えています。

井関委員：幼児課の施策で、特色のある園づくりと特色のある保育の充実が挙げられているが、就学前教育カリキュラムに基づいた保育を全園に求めていく方針と照らして、目指す保育の特色がわかりにくくなっているように思う。

幼児課長：平成27年度に策定した就学前教育カリキュラムに基づいて保育を進めていくことを平成28年度事業の主眼としていますが、これを踏まえたうえで、地域の環境など、各園の特色を生かした保育を行うことを意図しています。

教育長：このことについては、4月の教育行政方針説明会などの場で十分に説明しご理解いただくようにしたいと思います。

井関委員：次に、弁護士による法律研修を年間13回実施するとされており、専門的なアドバイスを受けることを目的とすると説明されているが、先方が教育現場の問題に精通しているかどうか、問題の解決に際して重要になってくると思う。

教育指導課長：学校で問題が発生したとき、管理職が適切な指針を示せることが重要になってまいりますので、この研修は、校長会及び教頭会の場を利用して、管理職を中心に行うことを考えています。また、研修を依頼する弁護士については、学校問題を中心に扱っておられ、長浜市内でも活動いただいている方に講師を依頼することとしています。

理事：法律を盾にとって保護者対応や生徒指導に当たるということは、全く考えていません。ただ、教員は法律についての知識が十分でないところがありますので、日々の業務を遂行するにあたって、法的な観点からどのようなことに気をつけなければならないかを知ることが、現場の管理職に必要なことだと考えています。それを所属の職員に伝えていくことができれば、万一の事態を未然に防ぐことにもつながります。相談をお願いしている弁護士の方は学校

問題についての事例も豊富にお持ちですので、十分なご指導をいただけるものと考えています。

西橋委員：青少年育成市民会議事業として、愛のパトロールが挙げられているが、これは青少年育成市民会議の独自事業であるという認識でよいか。地域によっては、地域づくり協議会などで同様のことをしているところがあるが、これとは別の事業か。

生涯学習課長：青少年育成市民会議の中に、19の地区民会議があり、こちらに市からお願いしてパトロールを行っていただいております。平成28年度はこの回数を550回以上としています。ただ、地域によっては、地区民会議自体が地域づくり協議会の中に入っている場合もありますので、その場合は地域づくり協議会が実施するという形になるところもあるかと存じます。

西橋委員：夏季特別青少年指導員の配置は、何年目の事業になるか。また、これまでの活動内容をどのようにとらえているか。

教育指導課長：平成24年度からの事業で、この4月で5年目になります。指導員の方にお話をうかがうと、街で見かける青少年の数は明らかに減っているとのことです。このことに基づいて、指導員事業の整理についてご意見をいただくことがあります。指導員が街を巡回することが抑止になっているという認識です。

理事：夏季特別青少年指導員の最大の効果は、比較的強い指導をしていただくことで、子どもの非行に対する地域の目としての機能を果たしているところであるとと考えています。

西橋委員：指導員の巡回には、理事と課長がおっしゃられたような側面があるのは間違いない。ただ、地域でのパトロールをするにあたって警察の研修を受けたとき、非行の現場を目撃したときには、指導員が現場に介入するとかえってトラブルが大きくなることがあるので、まず警察に連絡するよう指導を受けた経験がある。私としては、地域の大人が同じ地域の子どもの指導をしなければならぬという思いがあるが、大きなトラブルになることを避けることも必要だと考えている。

確かに、青少年を見かける数は随分減ったが、実際にはどこかの家に複数人でたむろしているのではないかと思う。それを踏まえて、これからの青少年指導をどうしていくのかということを考えていく必要があると思う。

教育長：たくさんのご質問とご意見をいただきありがとうございます。この方針に基づき、来年度の教育行政を進めていくわけですが、月々の定例会等、折に触れてご意見等をいただきたいと思います。

他に意見はなく、各委員とも異議なしということで、原案どおり可決された。

議案第27号 教育委員会の所属職員の任免について（会議非公開）

教育長は事務局に説明を求め、教育総務課長から資料に基づき説明があった。

特に意見はなく、各委員とも異議なしということで、原案どおり可決された。

6. 協議・報告事項

(1) 長浜市立認定こども園の管理運営に関する規則の一部改正等について

幼児課長から資料に基づき説明があった。

主な質疑応答は以下のとおり。

西橋委員：幼稚園及び認定こども園を長期欠席する場合の措置について説明されているが、長期欠席の要件はどのようにされているか。

幼児課長：30日以上欠席で長期欠席として扱います。この場合、休園ではなく、一度退園して再度入園するという取扱いになります。

(2) 平成28年長浜市議会第1回定例会質問答弁について

教育総務課長から資料に基づき説明があった。

(3) 長浜市における生徒指導の現状について

教育指導課長から資料に基づき説明があった。

主な質疑応答は以下のとおり。

川口委員：学校の中でいじめを見抜く目が養われてきており、喜ばしいことだと思う。報告された案件で、現在まで指導を継続している案件はあるか。

教育指導課長：報告に挙がっている全ての案件について、指導は完了しています。今日まで指導を継続している案件はございません。ただ、その後の経過を継続的に観察していくことは必要だと考えています。

川口委員：県が集計した生徒指導の一覧を掲載していただいている。これは事案の種類別にまとめられているが、より細かく分類された一覧を出していただければ、県内の状況がよくわかり、指導する上で役に立つと思う。

教育指導課長：学校からは、発生した事例やその後の子どもの様子などが、類型に基づき詳細に報告されています。これに基づき、学校内で問題行動の早期発見、早期対応する能力を高めていくことが重要だと考えています。

理事：いじめに関しまして、最大の問題と考えていますのは、いじめが原因で学校に登校できていない子どもの存在です。今年度は、学校現場の取組みによっていじめが原因で長期的に不登校になっている子どもはいないという状況です。

また、非常に課題の大きい学年がありましたので、年度当初は大変危惧していましたが、どの学校も落ち着いて卒業式を終えることができました。

また、平成27年度に中学生が逮捕された事案は、長浜市ではございませんでした。年度末が近づくと、子どもの投石による窓ガラス破損事案が新聞紙上に載ることがありますが、長浜市では、誤って投げた石が窓ガラスに当たって割れてしまったということはありませんでしたが、故意による破損事案はございませんでした。小中学校の先生方が指導に尽力いただいた賜物だと考えています。

(4) 長浜市特定事業主行動計画について

教育総務課長から資料に基づき説明があった。

また、説明終了後、教育長及び理事が公務により退席し、以後の議事は教育長職務代理者の井関委員が進行した。

主な質疑応答は以下のとおり。

川口委員：定時退庁日について、ここで挙げられている達成率はどのように導いたものか。

教育総務課長：平成27年度の7月から9月について、毎週水曜日の午後6時に全職員が退庁することを目標としていましたが、実際に達成できた職員の割合が全体の65%でした。

川口委員：学校現場も長時間勤務が常態化しており、県や市から指導をいただいているが、なかなか十分に浸透していないのが現状である。ただ、その中でも一定の成果を出している学校もあるので、その方法を他の学校の参考とすることも重要ではないかと思う。

教育指導課長：毎日、午後7時30分までに退校するよう、全教職員が勤めている中学校もあります。

川口委員：地域によっては、学校の電気が夜遅くまで点いているのを見て、教職員の仕事のあり方に疑問を呈されるところもある。業務量の縮減については、学校現場と地域の両者に啓発していかなければならないのではないかと思う。

7. その他

(1) 教育センター所長より、平成27年度のマイスター教員研修について報告があった。

(2) 学校訪問に関連して、教育委員から意見が出された。

西橋委員：非常に厳しい生活実態にある子どものことについて2月の定例会でも申しあげたが、このことが非常に気にかかっている。現在までにどのような取組みがなされ、どのような変化があったか伺いたい。

教育指導課長：前回の定例会の後、現場の管理職を交えてケース会議を行いました。が、家庭児童相談所が家庭に介入するという判断には至っていません。

西橋委員：児童相談所も含めて、判断する側が硬直しているように思う。実態を熟知しているのは学校であり、地域であろうから、状況を打破するためにどこかが積極的な行動に出る必要があると思う。今後も継続して取組み、できるだけ早期に解決するよう尽力いただきたい。

井関委員：このことについては、私も相談を受けた。今後ともしっかりと対応いただききたいと思う。

8. 閉会

教育長職務代理者から、本日の委員会が全て終了した旨の発言があり、閉会の宣言があった。